内閣府　平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解 補足資料
31	B　地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（平成25年8月総務省作成）（以下「ガイドライン」という。）」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー（個人番号）をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定 することが「できる」とされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ていない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支障事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を省略できていない。 ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	―	苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。 ○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。 ○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。） ※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。 ○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考える。 ○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。 ○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。 総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。 このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。 ○ガイドラインに示されている事務フローについては，提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え，事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。 住基ネットで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせて取り扱うことができれば，「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり，提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく，事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。 現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより，新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。 ○検索したい対象と同一でない人物に対して,情報照会を行った場合，誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。 ○　住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており，紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。 情報連携の促進を図るためには，当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必須である。	【内閣府】 まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 ○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出」し、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。 ① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報…の提供を求め」ることができるとされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。 ② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「（別表第二の）第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。 ○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。	ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突合して同一世帯を特定、することとなる。 そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。 その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。 仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。 また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わせるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。 そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。	―
33	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の２点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。 また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町	―	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では，近年，待機児童対策として施設整備を行っており，幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし，その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており，特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては，人材不足の面から，一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し，採用後，不足する資格を取得させることによって，必要な従事者を確保することとなるが，その期間が足りなくなる状況を危惧しているため，特例措置期間の延長を行っていただきたい。また，経過措置が延長されない場合においても，失職するのではなく，一定程度の配慮をお願いしたい。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「５年後見直し」については、平成30年５月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、５月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることからも、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考える。加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強く出されており、保育教育現場にとって喫緊の課題である。 また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。 5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考える。 また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。	―

内閣府　平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月19日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【鳥取県】 同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。 なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。	－	【全国知事会】 マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○　内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○　総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○　財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○　総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。 ○　内閣府（番号制度担当室）において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○　内閣府（番号制度担当室）及び金融庁において、保険金社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○　内閣府（番号制度担当室）において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○　総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○　内閣府（番号制度担当室）及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果を比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	マイナポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実があるなら、これを表示させない措置を講じることは制度の根幹に関わるため困難である。 どのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認するために同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。	6【内閣府】 （8）住民基本台帳法（昭42法81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 （関係府省：総務省） ［措置済み（平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）］	通知	平成30年11月27日	申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、「情報連携による世帯構成の確認方法について（補足）（平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）」を発出し、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを、地方公共団体に通知した。	
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○　今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【内閣府】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例を合わせて延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	法律	令和2年4月1日（施行）	第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）による法改正を行い、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間延長した （令和2年4月1日施行）。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
50	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、国からの確定通知は国より早期に発出されており、国と県の連携に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図られたい。	○国語報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が遅年度となり（おおよそ翌年度末）、そのため返還金手続正方算に計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。 ○国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	○交付金の返還金処理にかかる事務手続きの簡素化が見込まれ、職員の事務負担を軽減することが期待される。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	所沢市	資料2_子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行.国と県のスケジュール.pdf	盛岡市、福島市、川越市、山梨市、豊田市、小牧市、八尾市、富田林市、玉野市、高松市、大村市、沖縄県	○返還金処理の事務手続き簡素化のため必要と考える。 ○例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となりおおよそ翌年度末）、そのため返還金手続正方算に計上するか、予算の流用で対応している。補正の場合は議決後でなければ返還の手続きに進めない。流用の場合は、手続きに時間を要する。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○国は年度末に変更交付申請の機会があり、原則返還金又は追加交付がなく、当該年度中に精算ができているが、国は当初交付申請以降の減額変更が原則できず、返還金になることが多い。本来、国トノ3、県1ノ3、市1ノ2で負担割合が示されており、国と県の交付金は同じ内容のものとなるため、スケジュール及び精算の取扱いは同様とさせていただきたい。更に、実績報告も国はエクセル、県はエクセルと別々に作成しなくてはならないが、上述のとおり本来内容は同じであるため、統一の作成方法を検討していただきたい。 ○国における返還額の確定時期は例年年度末であるが、本市においても補正予算により対応するため、事務手続きの負担が生じている。 ○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が翌年度の後半となっている。返還金の額によっては補正予算に計上し対応しなければならないが、補正対応の場合、議決後でなければ返還の手続きに進められないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○交付金の返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものと考える。 ○国策に条件を付せば実現してよい。交付金事務に用いられる様式ファイル（Microsoft Access）の不具合による差替えが多く、人力のやり直しが事務負担となっている。返還金が生じた際の手続きが、長ム部への書類取調に係る時間や自治体における内部手続きを考慮した締切設定になっておらず、年度当初の事務負担が大きくなっている。ただし、国策の主旨には賛同するが、交付額の確定までのスケジュールについては、申請内容及び実績の報告に要する時間等を踏まえ、各自治体の実情に合わせた設定が可能なものとなることを希望する。 ○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。 ○子ども・子育て支援交付金について、市町村は交付を受けた年度の翌年度4月までに事業実績の報告行い、超過交付となった場合返還金の事務処理を行うこととなるが、国からの最終的な交付額の確定通知が行われるのは交付年度の翌年度末となっている状況である。返還金が多額に生じた場合、補正予算による対応となり、議決後でなければ返還金の事務処理を進めることができないため、返還処理のスケジュールが非常に厳しい。また、同交付金については、県負担の補助金についても同様に返還金が生じるため、返還のための事務負担及び補正予算のための事務負担が重荷となる。	子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の不備により審査に時間を要しているが、今後は交付金を早期に確定し、返還金処理を行えるよう努めてまいりたい。	県と国で確定通知の時期が異なるため、ご見解のとおり、自治体の返還金処理手続きが円滑に行われるよう、早期の確定に努めていただきたい。	—
54	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保しているなど認められるなど一定の基準を満たしている場合において、家庭的保育に関する保育の提供を行う連携施設の確保を、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、②連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中にあって、代替職員を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、圧倒職員のほか臨時職員を含め人員ギリギリに確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・本園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しようとしても事業認可が可能となっなかが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。 ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業、さいたま市認可外施設要綱	仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山梨市、豊田市、大津市、大阪市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されても、職員の確保できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、当市には認案事項保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することは困難である。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、2歳児の定員は、その施設の持ちとがりの定員で（ほぼ一杯になって）まっている。連携し、小規模保育事業所からの入所が減っていて、、独立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けて おく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、2～認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が困難所に近づつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。	○提案の保育事業等に対しては、保育士確保に対する補助金、代替職員の確保に対する補助金等、保育士確保に対する補助金等、保育士確保に対する補助金等、保育士

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国知事会】 所管府は自治体が提出する実績報告書の不備が原因かのように主張しているが、交付金事務に用いられる様式ファイルの不具合による差替え等で書類の再提出が求められることなどが事務の負担増となり、遅延の原因となっていると意見があるため事務手続き上の問題点について再検討されたい。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		様式ファイルの不具合については、平成30年度の交付金事務は様式ファイルの活用も2年目となり改善に努めたところである。今後は交付金を早期に確定し、返還金処理を行えるように努めてまいりたい。	6【内閣府】 （11）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅰ）子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。	通知	令和2年1月24日	令和2年1月24日に交付金額の確定を行った。	
－	－	【全国知事会】 所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないとの認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいか自施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。 この家庭の保育事業等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、「サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○　連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。 ○　平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○　多くの家庭の保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たないや、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。 ○　家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てるとて非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。	（①及び②について） 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。 連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。 （③について） 設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。	6【内閣府】 （3）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅱ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令61条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置（同令附則3条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省） ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令61条3号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	省令	平成31年3月29日公布 平成31年4月1日施行	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年3月29日厚生労働省令第49号）を平成31年3月29日に公布、4月1日に施行。	
－	－	【全国知事会】 所管府省からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5（2）イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		交付に係る事務手続きについては、年度末年度初めの繁忙期を避け、交付申請の受付を実施し、ヒアリング時期を含め可能な限り事務負担の軽減となるよう配慮していく。 また、その他額の確定等の業務においても、同様の配慮を行い、地域の実情に応じた相談や、資機材の運用に係る各種相談においても引き続き丁寧に対応していく。	6【内閣府】 （15）放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、同交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 （関係府省：環境省）	「これまでの措置（検討）状況」のとおり。	適時	地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
68	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難（広域一時滞在）を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	住民の生命若しくは身体を災害から保護するため、行政区域に捉われない、より柔軟な避難対策が可能となる。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	（提案募集）広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山県市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。 そのため、同法86条の8第3項で避難所のみの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。 ○本市においても、南海トラフ地震発災時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい ○地震や風水害など，災害は行政区域ごとに起きるものではないため，住民の避難誘導や受け入れについても，行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 　災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として，「避難所」だけではなく，「避難場所」を明記することで，柔軟な避難計画の協議策定が可能となり。多様な避難経路の確保につながるため，より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。 ○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。 ○平成29年３月に相模川、平成30年６月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。 ○大雨による災害（土砂・洪水・高潮等）が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方」（平成30年３月）中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。	○災害対策基本法第８６条の８の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ。 ○避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を備えておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。 ○一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先（※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。）であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、実務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考える。 ○ただし、防災基本計画（平成30年６月29日閣議決定）においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが妨げられるものではない。	○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。 ○国のWGは、広域的な避難場所の指定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が進まないという課題があると指摘する。 ○また、同WGでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものと考える。 ○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能となれば、現実に即した避難指示が可能となる。 ○「時間的コストの増大」に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。	有
111	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならず、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。 対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない（認定こども園法第3条6項）」とされている。 この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。 実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 　当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	―	茨城県、山県市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。	市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。	―
113	A　権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村（以下、「一般市町村」とする）が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。 しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との遣り取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。 更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化（市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度）している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	―	青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山県市、京都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 ○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。 ○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。 　認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。 ○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。	処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととしていた。 　そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）を改正し、認定権限を移譲したところである。 　指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要が生じていること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考える。 　なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。	市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。 　また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。 　なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町から賛同が得られたところである。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【厚木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行う上では、避難所同様その根拠となるべき法的整備が必要であると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○指定緊急避難場所は災害の危険が切迫している場合に緊急的に避難する場所であり、災害発生後に被災者が滞在して避難生活を送るための施設である指定避難所とは大きく性質が異なる。 ○広域的な避難を行う場合には、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の最終報告（平成30年3月）で指摘されているように、数十万人以上の立退き避難者が発生することから、事故を未然に防ぐための交通誘導等の実施や、氾濫の危険性が高まった際の域外避難から域内避難への切り替え等、大規模・広域避難を実現するための オペレーションが必要となる。これらのオペレーションを行いながら、多大な労力と時間を要する、遠大の避難者の避難先確保を周辺自治体と調整を行うことは避けなければならず、広域避難における避難場所の確保は平時に行っておくべきものである。 ○また、災害対策基本法第86条の8の規定は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（被災住民）のみが一時滞在する（当たって住環境の確保等を図る観点から地方公共団体間で協議を行うものである。そもそも、同法第49条の7第1項では、避難所は、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（居住者等）を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設である規定している。しかし、同法第86条の8第3項では、協議先市町村長は、受け入れた被災住民に対し広域一時滞在の避難所は提供すると規定していることから、受け入れた被災住民以外の者には広域一時滞在の避難所は提供しないものと解している。 ○上記により、避難場所を災害対策基本法第86条の8の規定の中に追加することは適さない。 ○本来、河川の氾濫のように災害の発生が予見される事態に適切に対応するためには、広域避難を行う自治体と受入先自治体において、広域的な避難に関する協定を予め締結することが望ましく、前述の「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難ワーキンググループ」の最終報告においても、その旨が記載されているところ。 ○広域的な避難に関する協定の締結が進めることにより、災害が発生した場合における他の自治体への協議や、協議を受けた自治体による避難場所の提供を義務付けなくとも、被災住民の避難場所への受入れが円滑に行われるものであり、現行規定で対応可能である。	6【内閣府】 （6）災害対策基本法（昭36法223） （ⅱ）指定緊急避難場所の指定（49条の4第1項）については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 （関係府省：総務省）	通知	平成31年1月24日	各都道府県防災主管部長宛てに、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第49条の4に規定する指定緊急避難場所について、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、近隣市町村への指定についても検討するよう、「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について（平成31年1月24日付府政防第60号、消防災第21号、国地応総第70号）」により通知した。	
－	－	【全国知事会】 所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。	6【内閣府】 （10）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3条6項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	通知等	平成31年3月29日	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村以外の認定こども園については協議が不要であることを、FAQにより自治体に周知した。	
－	－	【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。		１次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。 提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。 全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。	5【内閣府】 （1）子ども・子育て支援法（平24法65） 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	通知	令和2年7月30日	都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができるよう、通知に明記。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
114	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が（1分野ごとに）15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 ○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	―	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山県市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。ついては、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講することできない事例が発生している。 ○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やe-ラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 ○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 ○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象園から充分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけではなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やe-ラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 ○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やe-ラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 ○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が（1分野ごとに）15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。	保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。 研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認する」とされているところ。 「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等（以下「通信制等」という。）による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「通信制等」による受講が認めらているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	―
147	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し	前年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設）への施設監査（一般監査）の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。（前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能）また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査（一般監査）と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査（一般監査）と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査（一般監査）と法人監査では法人の応対者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査（一般監査）の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	―	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市	○本市においても，社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設監査（一般監査））のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設，障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査（一般監査）と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また，法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中，施設監査（一般監査）の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応，運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス，障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 ○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 ○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 ○　監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。 ○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。 施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。 ○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 ○提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設（自治事務）については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ（保護施設（法定受託事務）については、従前のとおり変更なし）。 その一方で、児童福祉施設（自治事務）については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 ○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 ○社会福祉法人への法人監査と，障害者支援施設への一般監査は，周期が異なることで事業所によっては，毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から，問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい	○　老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考える。 ○　障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者（利用者）の支援（個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等）が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考える。 ○　保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。 ○　保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。 ○　幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。	○　本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。 ○　監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。 ○　本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。 ○　老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。 ○「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。		一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。 平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。 当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行って参いりたい。	6【内閣府】 （12）子ども・子育て支援法（平24法65）及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	事務連絡	平成31年4月中	平成30年度の調査研究において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施する場合の効果的な実施方法及び不正防止対策についてとりまとめを行った。 また、都道府県がeラーニングにより研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成した。 平成31年4月15日に、事務連絡、調査研究におけるとりまとめ及び研修映像等を都道府県知に発出。	
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。 また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考える。 法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期発展は不適切であると考える。 ○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。 これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考える。 ○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するための不適切であり、実現は困難。 ○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。 ○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前のそれぞれに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するための、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うことの均衡に設置することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。		○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。 また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考える。 法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期発展は不適切であると考える。 ○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。 これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考える。 ○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するための不適切であり、実現は困難。 ○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。 ○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前のそれぞれに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するための、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うことの均衡に設置することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。	6【内閣府】 （10）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） （ⅱ）幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	○幼保連携型認定こども園: 事務連絡	○幼保連携型認定こども園: 令和2年7月6日	○幼保連携型認定こども園 利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生労働省の取組を参考にした施設監査の効率化について、令和2年7月6日付け、自治体宛に事務連絡を発出した。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
154	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け（4月頃）、交付担当省庁に交付申請書を提出（4月頃）することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。 本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。 また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。 なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手（起工）が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県	－	旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山県市、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県	○当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利になるものと考えられる。交付決定前着手が可能な農山漁村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。 ○本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直してほしい。 ○地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。 ○地方創生道整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成（効果発現）のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。 ○本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手（事業用資産の購入）が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。 ○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。 ○仮に4月中の事業着手が可能となれば、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業を例に挙げると、主伐・間伐による木材搬出作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考える。 ○当県も平成28年度地方創生道整備交付金の林道事業において，国から県への交付決定時期が9月となったため，市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果，複数件の繰り越しとなり，同様なことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが，事業量によっては年度内完成が難しくなっており，早期発注早期施工を目指すためにも指令前着手制度の規定を設けるよう要望する。 ○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については，交付決定後の事業着手となるため，年度当初から実施するためには別事業を予算措置し，委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 ○本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたって、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。 　農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただけると、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。 ○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け（4月上旬）、交付担当省庁に交付申請書を提出（4月上旬）することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	【内閣府】 　道の整備を含めた地方創生整備推進交付金の交付事務に関しては、制度を所管する内閣府から交付担当省庁である国土交通省、農林水産省及び環境省に当該予算年度の前年度末に予算の移し替えを行った後、各交付省庁の責任において、地方公共団体への交付手続きが行われることから、林野庁所管の林道事業において交付決定前の事業着手が必要とのことであれば、まずは、事業の執行管理の実情を把握している林野庁において、その可否を判断していただくべきと考えております。 　制度を所管する内閣府としては、交付事務に係る対応については直接の可否を判断する立場にはないものの、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に、関係する交付省庁との協議・調整に努めてまいりたい。 【農林水産省】 　地方創生道整備推進交付金の経理事務手続きについては、申請書類の不備等への対応に一定の時間を要するものの、事業効果の早期発現の観点から、交付申請後の速やかな交付決定に努めている。 　ご提案については、地方創生道整備推進交付金の林道事業において「交付金交付決定前の着手」が実施できるよう、制度を所管する内閣府と相談しながら検討してまいりたい。	平成30年度については交付決定が5月下旬だったため、例年に比べて早期の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となれば、より早期の事業執行ができ、繰越の縮減にも直結することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。	－
156	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。 　また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3。住民基本台帳事務処理要領第2－4－（1）－①－アー（カ）及び第2－4－（3）－①－ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	郡山市	【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ケ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査しできる限り最小限に抑えていただきたい。 ○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票（単身者）にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 　このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。 ○規定の明確化を行うことにより，市町村間における事務処理差の解消が期待される。 ○死亡時に同世帯であったものがいない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。	【内閣府】 　まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】 　単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 　そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。 　このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていきたい。	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」ついて、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってくださいますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化してくださいますようお願いいたします。 ○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。	－

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	―	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		【内閣府】 まずは、交付省庁である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してまいりたい。 その上で、ご提案の「交付決定前の着手」については、どのような対応が可能かまずは交付省庁である林野庁において検討いただくよう要請してまいりたい。 【農林水産省】 ご提案の地方創生道整備推進交付金の林道事業における「交付金交付決定前の着手」が実現できるよう、制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。	6【内閣府】 (16)地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。 （関係府省：農林水産省）	通知等	平成31年3月28日（農林水産省より措置済）	「林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について」（平成31年3月28日付30林整整第1176号）	
【所沢市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各省庁から引き続きの要請をお願いしたい。 【江戸川区】 窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底するべきと考える。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。	―	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○　内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○　総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○　財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○　総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。 ○　内閣府（番号制度担当室）において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○　内閣府（番号制度担当室）及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○　内閣府（番号制度担当室）において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○　総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○　内閣府（番号制度担当室）及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	○　法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。 ○　死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 ○　保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。 ○　また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。 ○　これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考える。	6【内閣府】 (7)所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅰ）生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法225条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：金融庁及び財務省） （ⅱ）申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【内閣府】 (9)所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 生命保険会社が税務署長に提出する支払調書（所得税法225条１項４号）に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 （関係府省：金融庁及び財務省） ［措置済み（令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会）］	（ⅰ） 通知等 （ⅱ） 通知等	（ⅰ） 令和元年9月20日 （ⅱ） 令和2年3月12日	（ⅰ） 生命保険協会において、6月に、保険契約者の個人番号を生前に収集するための必要な対応を依頼する周知文を会員各社に向けて発出した。金融庁は、9月に、生命保険協会との意見交換会において、生命保険会社各社に対して、保険契約者の個人番号を生前に収集するための必要な対応を行うよう要請した。 （ⅱ） 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、必要な措置の検討に向けて、関係府省に対して調査を実施。令和2年3月、個人番号の提供は本人生存中に行う必要があるため、関係府省において必要な対応を依頼する旨の事務連絡を発出した。 事務連絡の内容については、地方自治体にも周知した。	

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 補足資料
192	B　地方に対する規制緩和	その他	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。 　それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	【支障事例】 　「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】 　社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸案事項の解消策】 　現行のマイナンバー（符号含む。）を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー（符号含む。）を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	お知らせ通知を行える事務（14事務）以外の事務のうち、市民へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」（平成28年12月21日付府子本906号通知）	内閣府、総務省	八王子市	－	石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市	○官民データ活用推進基本法第10条（行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進）、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）や、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）に基づき、業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において記載されており、現在、内閣官房において「デジタルファースト法案」の検討を行ない、オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃について取組を進めているところと認識している。 　マイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体で準備する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性がある。 　こうしたことを踏まえ、住民オンライン申請窓口の一元化や国・市町村を通じた行政事務の効率化・コスト縮減に繋がるようなマイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に期待するところである。 ○当市では、ぴったりサービス（ワンストップサービス）を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー（符号含む。）を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求める。 　また、お知らせ通知を行うためには、「事前の同意を取ること」とされており、毎年の同一事務のお知らせ通知であっても、通知の都度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求める。	【内閣府】 ○マイナポータルにおける「お知らせ機能」については、子育てに関する手続に限らず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）及び条例に基づく個人番号利用事務で利用可能であり、御指摘の「児童手当の支給日に係る通知」についても、当該機能により通知することが可能となっているところ。また、番号利用法第９条第１項の事務（いわゆる法定事務）には該当しない事務であっても、同条第2項の事務（いわゆる独自利用事務）に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナポータルにおける「お知らせ機能」を利用することが可能である。 ○なお、マイナポータルは、民間送達事業者のサービス（日本郵便のMyPost）と連携しており、各地方公共団体において当該民間事業者と契約した上で、利用者の方に登録していただければ、MyPostで受信した個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについて、マイナポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認することが可能となっている。 【総務省】 マイナポータルの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べる立場にない。	平成28 年12 月21 日府子本906号「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」において、「申請者が、マイナポータルのアカウントを開設している場合は、マイナポータルの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる」（別添参考2）との記載があり、具体的な内容が列記されている。 　内閣府の回答から判断すると、府子本906号の通知は、マイナポータルのお知らせ通知ができる事務手続を限定したものではなく、あくまでも事例であり、記載されていない番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてもマイナポータルのお知らせ機能の活用が可能であるとの解釈でよいか。また、その場合、個人番号利用事務であれば、マイナポータルにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体宛に通知等を発することにより、明確にしていただきたい。 　MyPostについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー（符号を含む。）を利用しない新たな仕組みをマイナポータルの開設のみで対応できるようにしていただきたい。	－
194	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている（保育教諭）が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所（19園）・幼稚園（7園）が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所（3園）私立幼稚園（8園）が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所（6園）と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所（50園）、私立幼稚園（17園）に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市	－	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。 ○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事案を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。 ○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。 ○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。 ○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考える。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。 「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○平成30年度認定こども園に関する調査（内閣府認定こども園担当）により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定のものは、63人となっている。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。 特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では，近年，待機児童対策として施設整備を行っており，幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし，その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており，特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては，人材不足の面から，一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し，採用後，不足する資格を取得させることによって，必要な従事者を確保することとなるが，その期間が足りなくなる状況を危惧しているため，特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会（全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。（H30.6.18 国へ要望済み）	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 　同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 　今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	－
196	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人（連帯保証人）を立てなければならない（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項）こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。	回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めるとともに自治体の事務負担を軽減することができる。 また、保証会社による保証を義務付けるような制度となれば、被災者としても、貸付金を借り受けるときに保証人を立てる必要がなくなる。	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	内閣府	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	－	新潟市、山県市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市	○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事案が多く発生している。 　適切な債権の回収ができるよう制度の見直しが必要である。 ○災害貸付金申請当時、借受人が連帯保証人の擁立に苦慮する様子が見受けられ、実際に、連帯保証人制度が機能していない案件が多く存在している。債権回収事務にかかる時間や労力に対し、効果が非常に薄い為、円滑な債権回収の為に、保証人に関する規定の見直しをお願いしたい。 ○本市においても、連帯保証人が機能しない事例があることから、制度改正により、回収の実効性を高めることができるとともに、自治体の事務負担を軽減することができる。	○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ○災害援護資金はその償還を担保するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」（昭和48年政令第374号）第８条第１項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。 ○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。	前提として、今回の提案は「保証人、あるいは保証会社によるどちらかの保証」を立てられるように、被災者の選択肢を増やすことを要望するものである。 災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図ることで、被災者の状況や地域の実情に即した災害対応が可能となると考える。 　災害援護資金と同様、低所得者向けの資金貸付制度として貸付型奨学金がある。貸付型奨学金の借受けの場合、借受人（学生）は親族等の保証人を立てなければならないが、それが困難な借受人（学生）には、公益財団法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。 貸付型奨学金の事例を踏まえれば、例えば、被災者生活再建支援事業を行う公益財団法人都道府県センターが機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することで災害援護資金の借受けが可能になる仕組みを用意することも可能であると考えられる。 しかしながら、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられることから、少なくとも、 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害援護資金を借り受ける被災者に提供するための保証会社の保証を用意することが可能であること、 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を活用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害援護資金を貸し付けることが可能になること、を明確にしていただきたい。	有

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書によりキ分な周知を行うこと。		【内閣府】 ○　番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイナポータルにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な形で周知を図ることとしたい。 ○　なお、マイナポータルにおける「お知らせ機能」は、番号法上の「個人番号利用事務」を対象に、「情報提供用個人識別符号」を利用することとされているところ、当該符号を用いない形で「お知らせ機能」を提供することについては、実現することが困難である。 ○　他方で、個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについては、先に回答したとおり、MyPostと連携した仕組みを構築している。利用者の方に登録していただければ、MyPostで受信したお知らせがマイナポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認することが可能となっているところ、適切な形で周知を図ることとしたい。 【総務省】 一次回答と同じ。	6【内閣府】 （13）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）における「お知らせ機能」についてはは、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について（平29内閣府・子ども・子育て本担当室手当管理室長）に規ける事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務（9条1項及び2項）であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	通知	平成31年3月25日	マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）における「お知らせ機能」については、「マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について（平成31年2月25日付け事務連絡）」を都道府県の社会保障・税番号制度主管部局に対して発出し、地方公共団体が行う個人番号利用事務（9条1項及び2項）であれば利用可能であることを、地方公共団体に対して周知した。	
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○　今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【内閣府】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例を含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	法律	令和2年4月1日（施行）	第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）による法改正を行い、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間延長した（令和2年4月1日施行）。	
【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 貸付金を必要とする被災者が、保証人の確立できない為に諦めることの無いよう、保証会社による保証サービスを連帯保証人制度も含めた選択肢の一つとしてよいと考える。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。また、返済能力に応じた貸付付についても検討されたい。	（八戸市） ○　親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人を立てることに該当し、災害援護資金の借受けが可能とすることは できない。 ○　保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年率0．7％未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択肢を拡充できないか。 ○　市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付付を行うことができるように、条例により借受人の返済能力に応じた貸付付とすることが可能であることを明確化すべきではないか。 （熊本市） ○　市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還その他の市町村が定める割賦の方法」と見直すなどにより、月賦償還に応じたくない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。	機関保証を行っている例として掲げている貸付型奨学金の場合は、卒業後の就労による返済が期待される。一方、災害援護資金の借受人は低所得者や高齢者が多いことから、就労のみならず資産管理を適正に行いつつ返済が行われるよう配意が必要である。保証を担う具体的な機関が見当たらない中で、リスクに見合った保証ができるのかという観点から、災害援護資金について、奨学金の場合と同様に取り扱うのは困難であると考えられる。したがって、災害援護資金の貸付金に関し、保証会社による保証を行うのは、適切ではない。<br　また、保証会社による保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が進ちに金銭的負担が生じないという観点から被災者にとって望ましい場合があると考えられる。<br　災害の様態は多様であり、不意に被害を受けた被災者の状況や復旧・復興等、地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであるが、保証会社による債権回収では、厳しい債権回収になる可能性もあり、適切ではない。<br　災害援護資金の貸付けについては、災害弔慰金の支給等に関する法律の施行通知で示されている条例施行規則準則において、借入申込書から市町村長に提出された借入申込書を、市町村長がその内容を検討の上、必要な調査を行い、貸付けの決定を行うこととされている。本法の立法主旨を踏まえれば、災害という本人の責めに帰さない突発的な理由により、貸付けを受けるための資産を失った被災者の救済として災害援護資金の貸付けを行うものであるから、原則は、被災者の貸付希望額のとおり貸し付けることとしている。<br　借受人の返済能力に応じた貸付けは、金融機関が担うべきものであり、本制度はそうしたサービスの提供を受けることが困難な者におけるセーフティネットとしての役割を持っており、ご提案の条例による返済能力に応じた貸付付は地域により、官民の役割分担や被災者の救済に格差が生じることにつながりかねず、応じることは困難である。	6【内閣府】 （9）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82） 災害援護資金の貸付け（10条）については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人（施行令8条）については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。	【前段】 通知等 【後段】 政令改正等	【前段】 令和2年6月5日付け 【後段】 平成31年4月1日施行	【前段】 災害援護資金の貸付けについては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを地方公共団体に周知するため、令和2年6月5日付けで通知した。 【後段】 災害援護資金の貸付けに係る保証人を立てることを要しないこととするための「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第16号）が、平成31年4月1日施行予定であることを踏まえ、平成31年1月30日、保証人を立てることを要しないこととすることを地方公共団体に通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
198	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の通知（「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」）でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号）、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号　内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	―	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。 ○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。 このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。 ○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。 ○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。 ○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。 また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。 ○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。 ○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。 ○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。 ○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。 ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。 ○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。 そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。 ○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12％で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。 ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。 ○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。 ○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。 ○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。 ○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。 ○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。 ○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。 ○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。 配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。	昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけではなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。 その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。	関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。 しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額４万円を支給することはできない。 また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額４万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。 さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額４万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額４万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。 他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額４万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。 以上のことから、加算総額が各施設等の裁量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。	―
207	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山県市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止としてほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。 ○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。 再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務年間180件程度のうち，マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり，当市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。	申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合等には、職員が検索、記載して差し支えないことになってはいるものの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。	－	【全国知事会】 少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。 今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所も多い。これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。<br　今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の平数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。 ○　なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。	国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。	6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	通知	令和2年7月30日	処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和するよう見直す通知を発出。	
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○　内閣府（番号制度担当室）において、 ・　税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等のまたは手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○　厚生労働省において、 ・　マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のもの を使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・　マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 一一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ廃止）を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施して参いりたい。	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） (ｳ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則（平11厚生省令36）に規定する被保険者証（同令27条1項）等 （関係府省：厚生労働省）	省令	公布：令和元年9月30日 施行：令和元年10月1日	個人番号の記載を義務付けている介護保険法施行規則（平11厚生省令36）に規定する被保険者証（同令27条1項）等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするため、省令を改正し、9月30日に公布、10月1日から施行。	

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 補足資料
208	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。 また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。 ○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づく再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5％であり、約95％について、職員が確認し記載している状況である。 個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。 待合時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。 ○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくいため、円滑な再交付事務の支障となっている。 ○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず，個人番号の記入を求める様式となっているため，記載があれば本人確認事務，記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため，非効率な処理となっている。 ○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性をについて理解を求めることは難しい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」において、「（中略）国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっており、現在、厚生労働省と協議中である。 ○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 ○国民健康保険法施行規則に対しては、平成29年においても同旨のご提案をいただいており、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」において、「（中略）国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっている（現在、関係府省と協議中）。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討する。	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	―
209	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	04障害者手帳記載事項証明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県	○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。 紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず，個人番号の記入を求める様式となっているため，記載があれば本人確認事務，記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため，非効率な処理となっている。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○自立支援医療及び手帳再交付事務においては，当県でも情報連携の必要がないことから，個人番号の記載がないことによる支障はない。 個人番号の項目を削除することにより，申請時の確認時間短縮，申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。 ○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。 提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。 なお、身体障害者手帳（以下「手帳」という）は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年１月１日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際には手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考える。	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	―	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　内閣府（番号制度担当室）において、 ・　税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○　厚生労働省において、 ・　マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・　マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○国民健康保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務付け廃止）を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。	6【内閣府】 （13）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅳ）個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）に規定する被保険者証（同令7条1項）等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平19厚生労働省令129）に規定する被保険者証（同令19条）等 （関係府省：厚生労働省）	省令	公布：令和元年９月30日 施行：令和元年10月１日	個人番号の記載を義務付けている国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）に規定する被保険者証（同令7条1項）等及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平19厚生労働省令129）に規定する被保険者証（同令19条）等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするため、省令を改正し、９月30日に公布、10月１日から施行。	
【静岡県】 障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。 【今治市】 各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不用な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものと考える。 また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。	―	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○　内閣府（番号制度担当室）において、 ・　税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○　厚生労働省において、 ・　マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・　マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・ただし、１次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会でマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。 ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。	＜平30＞ 6【内閣府】 （13）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅳ）個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平18厚生労働省令19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令23条1項）、地域相談支援受給者証（同令34条の50第1項）及び自立支援医療受給者証（同令48条1項）並びに療養介護医療受給者証 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭25厚生省令31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令30条） また、身体障害者福祉法施行規則（昭25厚生省令15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令7条及び8条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省） ＜令元＞ 5【内閣府】 （6）身体障害者福祉法（昭24法283）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請（身体障害者福祉法施行規則（昭25厚生省令15）8条）については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 （関係府省：厚生労働省）	【前段】 省令 【後段】 省令	【前段】 公布：令和元年６月28日 施行：令和元年７月１日 【後段】 公布：令和２年３月27日 施行：令和２年４月１日	【前段】 個人番号の記載を義務付けている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平18厚生労働省令19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令23条1項）、地域相談支援受給者証（同令34条の50第1項）及び自立支援医療受給者証（同令48条1項）並びに療養介護医療受給者証及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭25厚生省令31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令30条）の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするため、省令を改正し、令和元年６月28日に公布済み、同年７月１日から施行。 【後段】 身体障害者福祉法施行規則（昭25厚生省令15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳の破損等にかかる再交付申請（同令8条）については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討するため、地方公共団体における実態を把握するための調査を実施した。その結果、身体障害者手帳再交付申請時に個人番号の記載を省略しても業務に支障は生じないという自治体が多い（63%）一方で、業務に支障が生じるという自治体も一定数あり（37%）、支障が生じる理由として、「副本登録できていない者の個人番号を取得する機会が失われる」との回答が多かった。調査結果を踏まえ、身体障害者手帳再交付申請手続について、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするため、厚生労働省において省令を改正し、令和２年３月２７日に公布済み、同年４月１日から施行。	

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
211	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始（12月29日～1月３日以外の12月28日、1月４日等）等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。	・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	―	仙台市、福島県、山県市、貝塚市、出雲市	○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。 本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。 ○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは，保育士の休暇確保等の観点から有効であると考える。市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり，一定の効果は見込める。	お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができるため、対応済みである。 なお、土曜日について常態的に閉所する場合には公定価格上の減算の措置があるが、お盆や年末年始等についてはそのような措置はない。	本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えており、共同保育が可能である旨を示していただいたことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。 ただ、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育が可能であるということであるが、その根拠が明らかでない。 現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められてしまうと、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育は可能と解釈できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を慢性的に空きのある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でないし、各自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の根幹が揺らぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。 以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。	―
212	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい（1回の償還あたり10万円～60万円が想定）ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害援護資金貸付金の償還方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別で分納の誓約・事務処理を経ることなく、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	熊本市	―	須賀川市、新潟市、山県市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、防府市、宮崎市	○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。 ○経済的に余裕の無い方が貸付金を申請されるため、災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還の1回当たりの金額に対する負担感は大きく、借受人の高額滞納に繋がっているように思う。年賦・範年賦の金額に負担感を持つような借受人に対し，1回分の納付金額を抑えた月賦償還を当初から選択可能にすることで，自発的な毎月の納付により，滞納リスクの軽減に繋がる。 ○本市においても，月賦であれば償還可能との債務者がいることから，制度改正により，滞納リスクを軽減することができる。 ○災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を持った者は少ない。 その中で、年賦償還又は半年賦償還は1回あたりの償還額が大きいため滞納になる可能性が高い。滞納となった債権については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。	○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ○災害援護資金の償還方法については、その債権管理の事務の簡素化を図るため月賦償還を採用せず、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第7条第3項において、年賦償還又は半年賦償還によるものとしている。 ○想定を上回る大規模な災害が発生したとき、想定を上回る災害援護資金の貸付けが行われるため、制度上において災害援護資金の月賦償還を認めた場合、月額償還による償還回数では市町村の事務負担が著しく増大することが懸念される。また、月賦償還を行えない者が、さらに少額の償還へ移行する懸念もあり、償還期間の長期化を招き、市町村の事務負担の増大につながるおそれがある。 ○いずれにせよ、令では年賦償還又は半年賦償還によるものとしているが、運用上においては、事実上、少額償還により月賦償還を認めている。したがって、ご提案の内容については、現行制度において達成されているものと考えている。	月賦償還を採用することによる市町村の事務負担が懸念されているところであるが、本制度で市町村が抱える負担は、事務負担よりむしろ「滞納が発生することによる市町村の財政負担」であり、これを解消するために、より利用者が償還しやすい月賦償還を採用することで「償還率を向上させること」が本提案の目的である。 月賦償還については、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の例もあり、システムで対応することにより、事務負担が著しく増大することはないと考えている。 運用上の月賦償還は、利用者が滞納したときの手段として行っているものであり、分納の相談を受けた後、利用者の資力等を聞き取り調査した上で、分納誓約を取り交わす等、まさにこの手続きが大きな事務負担となっている。 現行の少額償還の金利は、年賦・半年賦を月割りしたものとなっている。一方、制度として月賦償還を導入した場合、金利計算を月ごとで行うため、支払う利息が少額償還よりも低額になるという利点がある。 以上のことから、現行制度で提案内容が達成されているとは考えにくい。	―
215	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、混乱期において、現場（避難所等）で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目（様式6.9.11.18等）については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22（輸送記録簿）においては、「生活必需品」を支給した世帯（12,000世帯）について、輸送日、輸送先、輸送額等を全て記載する必要があった。 輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5か月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減り、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日付け社施第99号）	内閣府	熊本市	―	ひたちなか市、石川県、山県市、田原市、京都市、岡山市、大村市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただくなど、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 ○地元への避難者が中心となり運営されていく避難所において、生活必需品を「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録してもらうのは、不可能に近いと考えられる。記載内容については必要最小限にとどめていただきたい。 ○熊本地震の災害救助に係る求償について精算監査で39件の確認依頼事項があり，その回答のため，当県だけではなく，医療機関等にも個々の納品書やレシートの写しの提出など，煩雑な事務が発生した。 ○本市においても、南海トラフ地震発災時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大で細かな作業は困難であると思われるため、必要書類の簡素化を図っていただきたい ○書式の簡素化，統一化等により，事務処理の効率化が期待できるほか，これにより短縮できた時間や人員を，道路，上下水道，河川等の復旧や被災者等の支援に集中して割り当てることができ，結果として早期復興につながるものと考えられる。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが，救助期間が長きにわたり，かつ，膨大な量であったため，一部書式（救助実施記録日計票）の提出の省略は認められたものの，その他の書類作成には相当の手間と時間を要した。支障事例にもあるとおり，様式6号の受払簿に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証拠書類（請求書、支払伝票）があれば確認はできるので，できる限り簡略化・簡素化を願いたい。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日厚生省社会局長通知）によることとされているところ。 ○災害の規模、態様、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討してまいりたい。	災害時の救助実施は、迅速性が最も優先されるべきであり、被災自治体が応急救助を躊躇無く円滑に実施できるようにすることが重要である。 また、大規模災害では、応急救助後も被災者支援や復旧・復興に関する事務が膨大に発生し、被災自治体は長期にわたり対応に追われることを考えると、迅速な被災者支援のためには、被災自治体の負担をできるだけ軽減する必要がある。 適切な経費の執行について一定程度の内容確認が必要であることは理解できるが、災害時という特殊な状況に鑑み、事務処理に必要な書類は極力数を減らし、内容を簡素化することが望ましいと考える。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【仙台市】 土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であることの根拠となる資料（通知等）をご教示いただきたい。特段無い場合は、通知やQA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただくよう お願いする。（現在は実施できないと理解している自治体がある程度存在するからこそ、このような提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないよう対応願いたい）	－	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、各自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。	お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行って欲しいた。	6【内閣府】 （2）児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 （関係府省：厚生労働省）	事務連絡	平成31年3月29日	「「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」 （平成31年3月29日付け事務連絡）を発出	
【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 事実上、月賦償還は存在するが、選択肢として当初より設定されることで、被災者の心理的負担が軽減されると考える。	－	【全国知事会】 所管府省は、当該提案については現行規定で対応可能であるとの見解を示しているが、現行規定での対応では分納契約といった事務負担や、年賦・半年賦により一度の償還額が高額になることで債務者の負担感・滞納リスクの発生といった支障が生じているため、施行令上月賦償還を位置づけるよう検討すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	（八戸市） ○ 親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害援護資金の償還が完了するまで、その保証人にとってのメリットもあることから、月賦償還の採用について検討したい。	○月賦償還により、市町村の事務負担が増える懸念はあるものの、一度の償還額が低く抑えられるという点で借受人が償還しやすいことから、一定程度の滞納を防ぐことが期待できること、また、金利計算を月ごとで行うことから支払う利息の総額が若干下がるという借受人にとってのメリットもあることから、月賦償還の採用について検討したい。	6【内閣府】 （9）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82） 災害援護資金の貸付け（10条）については、以下のとおりとする。 ○災害援護資金の償還方法（施行令7条3項）については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。	政令改正	平成31年1月30日公布 平成31年4月1日施行	災害援護資金の償還方法について、条例により月賦償還を認めるための「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第16号）が、平成31年4月1日施行予定であることを踏まえ、平成31年1月30日、月賦償還ができるよう地方公共団体に通知した。	
－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○災害救助法による救助の実施について、必要な様式は交付要綱等により定められているところ。 ○記載すべき項目は、国費を使用するにあたって必要な情報であるとの認識。 ○二指摘の様式については、迅速な救助対応に支障をきたすことの無いよう検討したい。	6【内閣府】 （1）災害救助法（昭22法118） （ⅱ）救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。	通知	平成31年3月	災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号）の施行に伴い、これに伴って改正する政令、府令及び各通知、救助事務の処理に必要な帳簿書式等について、被災した地方公共団体の意見を聴取したうえで、被災した地方公共団体で不要であると判断した資料の削除等の見直しを図り、平成31年3月に通知を行ったもの。 「災害救助法による救助の実施について」一部改正（平成31年3月25日府政防第471号） 「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正（平成31年3月27日府政防第376号）	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
216	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅借上（みなし仮設）の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅（以下、「みなし仮設」という。）に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	（1）「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 　「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助を必要としていても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となってからも「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 　また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 【例】 　・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 　・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物　件に入居した。 　・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 　このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 （2）「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県（仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む）・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を実質締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。	（1）「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えるとともに、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。 また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、時間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても建設型仮設住宅に入居する被災者と同様、早期の住宅再建にインセンティブを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。 （2）「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択肢の創設 　被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する訴訟リスクを減じることができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。	災害救助法第4条	内閣府	熊本市	―	山県市、京都市、岡山市	―	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。 ○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の協議により、運用上対応しているところ。 ○提案の家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。	災害救助法における現物給付の原則は当然ではあるものの、支援物資など「被災者が調達することが困難」なものではない「被災者が調達することが可能」なものについては、現状に即した運用を行うべきと考える。実際、国土交通省が示している「災害時における民間賃貸住宅の活用について」においても、借上型仮設住宅は「被災者自らが探す方式」が認められており、H28年熊本地震においては、ほとんどの被災者がインターネットや不動産会社への相談等で自ら物件を確保していることから、ご指摘の「現物給付は金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定」は、ごく一部の被災者にしか当てはまらず、現状に即したものではないと考える。 　そのため、自ら調達が困難な一部の被災者への現物給付の制度は残しつつ、自ら調達が可能な被災者に対する現金給付の制度導入を提案するものであり、その効果として対象物件の増加・業務の簡素化・迅速化を図ることが可能であり、被災者支援につながるものと考える。 　熊本地震においては、「通院や通学、1階物件が不足」等の特別な事情により家賃上限を超える物件での入居は認められていたものの、それ以外の世帯でも個々の事情により住みなれた場所で生活を望む被災者が多い。その結果、熊本地震では基準額以内の物件供給が大きく不足したことから、特別な事情に合致しない多くの被災者が住みなれた場所から離れた物件に入居せざる得ない状況であった。そのような状況が、借上型仮設住宅に住む被災者の孤立化につながった要因の一つとも考えられることから、限られた世帯が対象となる運用基準での対応ではなく、広く被災者支援につながる制度が必要と考える。 　また、現金給付は入居者と貸主の二者契約を元に行うことを想定しているが、ご指摘の「家主に対する家賃補助」ではなく、あくまで被災者の仮設住宅確保のためのものである。また、熊本地震では、借上型応急仮設住宅の契約締結に時間を要したことから、契約締結まで不動産側が入居審査を行って通常の賃貸契約を締結して入居させている場合が多く、現金給付の制度を導入したとしても問題なく供給は進むものと考える。仮に、二者契約の締結が難しい被災者がいた場合は、公営住宅やプレハブ仮設への入居を進めることとなるが、三者契約での仮設住宅提供も可能なよう現物給付と現金給付の制度を併用することが望ましいと考える。 　被災者が仮設住宅から退去しないリスクについては、三者契約・二者契約に関わらず貸主のみにそのリスクを負わせることがないよう、行政が主体となって被災者の状況に応じた再建支援を行うべきと考える。熊本地震においては、職員が定期的に見守り訪問を行い、現在も福祉支援や公営住宅への入居に繋げている。また、不動産業者の団体に委託して民間賃貸住宅の物件紹介を行うなど、入居者個々の状況に応じた支援を行っているところであり、行政が主体となって入居者の再建を支援することで、退去しないリスクを軽減することが十分可能と考える。 　なお、「家賃の一部を原則負担」については、被災者の資力確認等で早期入居を阻害しないなど被災者負担を増大しない状況の元で実施することが望ましく、被災者の都合により基準額を超える物件への入居がやむを得ない場合などにおいては、被災者負担を導入することにより入居可能な物件数を増やすことが可能となるのではないか。 　被災者と民間賃貸業者により二者契約により締結された賃貸借契約であっても、借上型仮設住宅として認めることが可能となれば、災害時における迅速な救助対応が可能となるため、再検討いただきたい。	―
228	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所（利用定員が20人以上）のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業（※1）を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする 。 ※1　国家戦略特区法の改正（29年9月施行）により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業（認可外保育）での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。 ○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄市	―	盛岡市、花巻市、山県市、豊中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては，連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり，提案内容のとおり措置されることで，事業者の参入が促されることが考えられ，待機児童の解消に繋がるものと思われる。 ○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所にような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。 ○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。 　また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。	現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない（連携施設の設定ができない）などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受入ができないものと理解（新規受け入れや定員設定はできないと理解）している。しかしながら、厚労省の回答の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受入や定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。 また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳児以上の児童の受入を実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転園させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。 地域型保育事業については、満3歳児未満については家庭的な雰囲気による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。 今回の提案により ①連携施設がなくても整備できる。（経過措置を除く） ②現在、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。 ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。 ④運営事業者としても安定した事業計画が立てられる。 等のメリットはあると考えている。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○　借上型応急仮設住宅の総供給戸数を増やすという観点から借上型応急仮設住宅の家賃の一部負担の導入をすべきではないか。 ○　高い賃料を負担できる者のみが入居できる仕組みを設けることは社会的平等の見地から問題であるとの指摘については、一部家賃負担なしの住宅と一部家賃負担ありの住宅について、別々にあっせんの対象とし、一部家賃負担ありの住居についてあっせんから漏れた者については、一部家賃負担なしの住居のあっせんに際して、最初から当該区分につき応募した者に劣後する取扱いをすれば、問題は生じないのではないか。 ○　個々の被災者が自力でアパートを見つけた場合であって、家賃を一部負担できる場合、二者契約も認めるべきではないか。 ○　借上型応急仮設住宅として認められる物件の判断が容易になるように、家賃上限を超える場合に特別基準が適用された過去の事例を整理し、地方公共団体へ周知すべきではないか。	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。 ○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、個別に相談いただきたい。 ○提案の、家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住居を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。	6【内閣府】 （１）災害救助法（昭22法118） （ⅰ）借上型仮設住宅の供与（4条1項1号）については、以下のとおりとする。 ・被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。 ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。	【前段】 通知等 【後段】 通知等	【前段】 令和２年６月実施 【後段】 令和２年10月実施	【前段】 借上型仮設住宅の供与については、被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう地方公共団体に令和２年６月の全国担当者会議で周知を図った。 【後段】 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅を供与した実績を持つ被災地方公共団体から、民間賃貸住宅の契約に係る契約書等の様式や、過去の事例を踏まえた運用に係る資料等をとりまとめ、令和元年５月の全国会議において説明を実施したところである。 また、発災時における賃貸型応急住宅の迅速かつ円滑な契約手続きを行うための手引きを作成して、内閣府防災HP上に掲載して周知を図った。	
【豊中市】 現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第16版】No241及び事業者向けFAQ【第7版】P50、Q10にも不可能ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支障事例に加え保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業者内保育事業における地域枠について３～５歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。 また、連携施設の設定についてのご回答について、3歳以降の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。	－	【全国知事会】 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	＜満3歳以上の児童の受入について＞ ○　そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか 　①満3歳未満からの継続利用 　②満3歳以上の児童の新規受入れ 　③満3歳以上の児童の定員の設定 　のそれぞれについて明確に示されたい。（1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（平成28年7月11日等）における発言も踏まえて具体的に回答されたい。） ○　1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、 　・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否 　・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否 　については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。 　提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応（満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定）も可能とするべきではないか。 ○　また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。 　・従業員枠、地域枠共通 　　①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合 　　②保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合 　・従業員枠のみ 　　保護者の強い希望がある場合 　これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。 ＜卒園後の受け皿としての連携施設の確保について＞ ○　満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、直ちに所要の省令改正等を行うべきではないか。	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。 　また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設定については、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。	6【内閣府】 （３）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅰ）事業所内保育事業（児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 （関係府省：厚生労働省） （ⅱ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業（同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。）について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	（ⅰ）について 事務連絡 （ⅱ）について 省令	（ⅰ）について 平成31年３月29日に発出 （ⅱ）について 平成31年３月29日公布 平成31年４月１日施行	（ⅰ）について 「「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」 （平成31年３月29日付け事務連絡）を発出 （ⅱ）について 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年３月29日厚生労働省令第49号）を平成31年３月29日に公布、４月１日に施行。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
230	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市	―	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中，一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において，両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは，さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また，幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも，講習受講の競争率が高いため，近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく，勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに，各園現場の実情としては，正規職員だけではなく，臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが，非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず，受講料だけでなく，上記のような受講時間の負担まで求めていくことは，失職（離職）等により人員を確保できないという事態を招くなど，園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において，幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人（約6%）である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが，職員の配置基準上，1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから，経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が修了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では，近年，待機児童対策として施設整備を行っており，幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし，その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており，特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては，人材不足の面から，一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し，採用後，不足する資格を取得させることによって，必要な従事者を確保することとなるが，その期間が足りなくなる状況を危惧しているため，特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会（全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。（H30.6.18 国へ要望済み）	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「５年後見直し」については、平成30年５月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、５月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	平成３１年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【内閣府】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例を含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	法律	令和2年4月1日（施行）	第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）による法改正を行い、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間延長した（令和2年4月1日施行）。	

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
274	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1　連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2　代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合（事業実施場所において代替保育が提供される場合）の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1　現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所（入園対象年齢の拡大）」を加えることにより、保育所（認可施設）以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 2　代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年4月27日付）により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 　現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている（下例参照）。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合（同一法人を連携施設として認めることが可能か）	○保育所（認可施設）以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて（雇児発0905第2号）、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	―	盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	（1について） ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 ○家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。 （2について） ○ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。	（1について） ○連携施設の確保にあたり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。 ○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。 ○一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。 ○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができないか。 ○「卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。 ○「代替保育」が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。 ○なお、現行の基準（省令）では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。	―
275	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設（以下「連携施設」という）の適切な確保が義務付けられている。 　本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。 　しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足（待機児童の発生）が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消（それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下）が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	―	盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市	○本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取り組みにも大きな支障となる。 ○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿の不足（待機児童の発生）が生じている ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。 ○本県（政令・中核市除く）における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿の確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしている	○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。 ○経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	―	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○　連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。 ○　平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○　多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。 ○　家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。	保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。 連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。	6【内閣府】 （3）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅱ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令6条3号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	省令	平成31年3月29日公布 平成31年4月1日施行	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年3月29日厚生労働省令第49号）を平成31年3月29日に公布、4月1日に施行。	
【神奈川県】 国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表明していただきたい。万が一、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。	―	【全国知事会】 家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○　連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。 ○　平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○　多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。 ○　家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。	一次回答のとおり、設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。	6【内閣府】 （3）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅱ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置（同令附則3条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	省令	平成31年3月29日公布 平成31年4月1日施行	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年3月29日厚生労働省令第49号）を平成31年3月29日に公布、4月1日に施行。	

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
276	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件（経過措置）の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。 本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。 （大分県の状況） ・31年度末までに受講しなければならない人数：529人（A） ・31年度末までに確実に受講できる人数　　　：340人（B） ・未受講となるおそれのある者　　　　　　　　：189人（C＝A－B）	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可から5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県） 【添付資料】 「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成３０年１月の有効求人倍率が、５．１３となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中，一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において，両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは，さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また，幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも，講習受講の競争率が高いため，近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく，勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに，各園現場の実情としては，正規職員だけではなく，臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが，非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず，受講料だけでなく，上記のような受講時間の負担まで求めていくことは，失職（離職）等により人員を確保できないという事態を招くなど，園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において，幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人（約6%）である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが，職員の配置基準上，1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから，経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では，近年，待機児童対策として施設整備を行っており，幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし，その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており，特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては，人材不足の面から，一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し，採用後，不足する資格を取得させることによって，必要な従事者を確保することとなるが，その期間が足りなくなる状況を危惧しているため，特例措置期間の延長を行っていただきたい。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「５年後見直し」については、平成30年５月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、５月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 仮に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らさざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需要調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退（異動や賃金減など）することも懸念される。 ○関係団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。 ○大分県の実情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼免更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講者に対し31年度中に他県や通信教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていただきたい。 ○潜在保育士の活用も可能に また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救済だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。 ○他団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市（管理番号194番）や館山市（管理番号230番）が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。	－

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【内閣府】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例を改め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）	法律	令和2年4月1日（施行）	第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）による法改正を行い、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を延和する特例を5年間延長した（令和2年4月1日施行）。	

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
309	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。 【例】 避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、混乱期において、現場（避難所等）で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目（様式6.9.11.18等）については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22（輸送記録簿）においては、「生活必需品」を支給した世帯（12,000世帯）について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。 輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5ヶ月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減ることにより、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法・局長通知	内閣府	指定都市市長会	―	ひたちなか市、石川県、山県市、田原市、北九州市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただくなど、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 ○熊本地震の災害救助に係る求償について精算監査で39件の確認依頼事項があり、その回答のため、当県だけではなく、医療機関等にも個々の納品書やレシートの写しの提出など、煩雑な事務が発生した。 ○本市においても、南海トラフ地震発災時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大で細かな作業は困難であると思われるため、必要書類の簡素化を図っていただきたい（管理番号215に同じ） ○書式の簡素化，統一化等により，事務処理の効率化が期待できるほか，これにより短縮できた時間や人員を，道路，上下水道，河川等の復旧や被災者等の支援に集中して割り当てることができ，結果として早期復興につながるものと考えられる。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが、救助期間が長きにわたり，かつ，膨大な量であったため、一部書式（救助実施記録日計票）の提出の省略は認められたものの、その他の書類作成には相当の手間と時間を要した。支障事例にもあるとおり、様式6号の受払簿に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証拠書類（請求書、支払伝票）があれば確認はできるので、できる限り簡略化・簡素化を願いたい。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について（昭和40年５月11日厚生省社会局長通知）によることとされているところ。 ○災害の規模、態様、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討してまいりたい。	災害時の救助実施は、迅速性が最も優先されるべきであり、被災自治体が応急救助を躊躇無く円滑に実施できるようにすることが重要である。 また、大規模災害では、応急救助後も被災者支援や復旧・復興に関する事務が膨大に発生し、被災自治体は長期にわたり対応に追われることを考えると、迅速な被災者支援のためには、被災自治体の負担をできるだけ軽減する必要がある。 適切な経費の執行について一定程度の内容確認が必要であることは理解できるが、災害時という特殊な状況に鑑み、事務処理に必要な書類は極力数を減らし、内容を簡素化することが望ましいと考える。	―
316	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号（マイナンバー）の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山県市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止としてほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○対象が高齢者であることから，申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く，市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず，個人番号の記入を求める様式となっているため，記載があれば本人確認事務，記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため，非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号（マイナンバー）の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務だけで見ても年間１８０件程度のうち，マイナンバー記載の上での申請は１０件程度であり，当市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。	被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。	―

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○災害救助法による救助の実施について、必要な様式は交付要綱等により定められているところ。 ○記載すべき項目は、国費を使用するにあたって必要な情報であるとの認識。 ○二階建の様式については、迅速な救助対応に支障をきたすことの無いよう検討したい。	6【内閣府】 （1）災害救助法（昭22法118） （ⅰ）救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。	通知	平成31年3月	災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号）の施行に伴い、これに伴って改正する政令、府令及び各通知、救助事務の処理に必要な帳簿書式等について、被災した地方公共団体の意見を聴取したうえで、被災した地方公共団体で不要であると判断した資料の削除等の見直しを図り、平成31年3月に通知を行ったもの。 「災害救助法による救助の実施について」一部改正（平成31年3月25日府政防第471号） 「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正（平成31年3月27日府政防第376号）	
－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○　内閣府（番号制度担当室）において、 ・　税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を免止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人情認書があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○　厚生労働省において、 ・　マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のもの を使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・　マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・　全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、紛付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ廃止）を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。	6【内閣府】 （13）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅳ）個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則（平11厚生省令36）に規定する被保険者証（同令21条1項）等 （関係府省：厚生労働省）	省令	公布：令和元年9月30日 施行：令和元年10月1日	個人番号の記載を義務付けている介護保険法施行規則（平11厚生省令36）に規定する被保険者証（同令21条1項）等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするため、省令を改正し、9月30日に公布、10月1日から施行。	